

# ★ フロン排出抑制法に関するお知らせ



フロン回収・破壊法が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下、「フロン排出抑制法」という。）として、平成27年4月1日から全面施行されます。業務用の冷凍冷蔵機器やエアコンディショナーを管理している方は、適正な管理をお願いいたします。

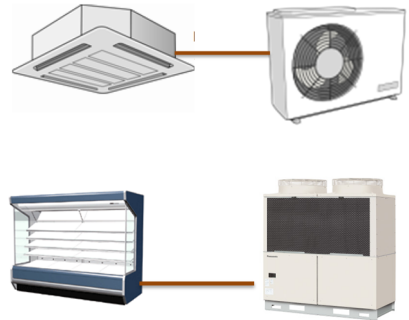
## 1 誰が対象となるの？

第一種特定製品\*1の管理者\*2が対象となります。

### ※1 第一種特定製品とは

**業務用の機器**で、**冷媒としてフロン類が充填されているもの**をいい、次のようなものが挙げられます。

- ① 業務用のエアコンディショナー  
ユニット型エアコンディショナー、空調用チラー、スポットエアコン 等
- ② 冷蔵機器及び冷凍機器  
コンデンシングユニット、冷凍冷蔵庫、冷蔵庫及び冷凍庫、ショーケース、冷水機、ビール・ソーダディスプレイ、自動販売機、輸送用冷蔵冷凍ユニット 等



### ※2 管理者とは

管理者は、「**当該製品の所有者その他使用等を管理する責任を有する者**」と定義されています。管理者には点検やフロンの漏えい量を報告する義務がありますので、管理責任の所在に問題が生じないように、事前に関係当事者間で『誰が管理者であるのか』を明確にしておく必要があります。

所有及び管理の形態（例）	「管理者」となる者
自己所有/自己管理の製品	当該製品の所有権を有する者
自己所有でない場合 （リースの/レンタル製品等）	当該製品のリース/レンタル契約において、管理責任（製品の日常的な管理、故障時の修理等）を有する者
自己所有でない場合 （ビル・建物等に設置された製品で、入居者が管理しないもの等）	当該製品を所有・管理する者 （ビル・建物等のオーナー）

## 2 「管理者」の役割は？

### 平常時の対応

- ①適切な場所への設置等
- ・機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置・設置する環境の維持保全の実施。

- ②機器の点検
- ・全ての第一種特定製品を対象とした簡易点検の実施。
  - ・一定※の第一種特定製品について、専門知識を有する者による定期点検の実施。

### 漏えい発見時の対応

- ③漏えい防止措置、修理しないままの充填の原則禁止
- ・冷媒漏えいが確認された場合、やむを得ない場合を除き、可能な限り速やかに漏えい箇所の特定・必要な措置の実施。



### ④点検等の履歴の保存等

- ・適切な機器管理を行うため、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存。
- ・機器整備の際に、整備業者等の求めに応じて当該記録を開示すること。

※当該機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上の機器など

## ① 適切な場所への設置等

管理者は第一種特定製品を適切な場所へ設置し、使用する環境の維持保全を行わなければなりません。

適切な場所へ設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所の周囲に当該製品の損傷等をもたらすおそれのある著しい振動を発生する設備等がないこと。</li> <li>・設置場所の周囲に、当該製品の点検及び修理の障害となるものがなく、点検及び修理を行うために必要な作業空間や通路等が適切に確保されていること。</li> </ul>
環境の維持保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所の周囲の状況の維持保全を行うこと。</li> <li>・他の機器等を当該製品に近接して設置する場合は、損傷等その他の異常を生じないよう必要な措置を講ずること。</li> <li>・当該製品に関し、定期的に、凝縮器、熱交換器等の汚れ等の付着物を除去し、また、排水受けに溜まった排水の除去その他の清掃を行うこと。</li> </ul>

## ② 機器の点検

管理している第一種特定製品の規模によって、次のとおり点検等を実施する必要があります。

	点検の種類	点検実施者	点検の記録	記録の保存
全ての機器の管理者	簡易点検	管理者が自ら行うことは可能	○	○ (機器を廃棄するまで記録も保存)
一定規模以上の機器の管理者	定期点検	十分な知見を有する者		

### ア 一定規模以上とは(定期点検が必要になる規模は)?

管理する第一種特定製品の機器の圧縮機に用いられる**電動機の定格出力が7.5kW以上**かどうかで判断します。

- ※1：対象機器は、ひとつの冷凍サイクルを構成する機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力により判断する。例えば、ひとつの冷凍サイクルに2台の機器が使われている場合は、2台の合計の定格出力で判断する。
- ※2：エンジンなど電動機以外の他の動力源としてエンジンを用いて圧縮機を動作させる製品である、ガスヒートポンプを用いた第一種特定製品及びサブエンジン方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては、「圧縮機に用いられる電動機」を「動力源となるエンジンの出力」と、直結方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては上記「圧縮機に用いられる電動機」を「動力源となるエンジンの圧縮機を駆動するための定格駆動動力」と各々読み替えて適用する。(以下、同様)。

### イ 点検は何をすればいいの?

管理者は、管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の漏えい又は故障等を早期に発見するため、定期的に点検を行ってください。

種類	対象機器と規模	点検方法	点検頻度	
簡易点検	全ての機器	目視検査等 エアコンディショナー ・製品からの異常音 ・製品の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ ・熱交換器の霜の付着の有無 冷蔵冷凍機器 ・上記事項に加え、冷蔵又は冷凍の用に供されている倉庫、陳列棚その他の設備における貯蔵又は陳列する場所の温度	3月に1回以上 (季節ごとの運転切り替えなどを考慮した点検)	
	定期点検	有資格者による目視並びに直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査	エアコンディショナー 50kW以上	1年に1回以上
			7.5以上50kW未満	3年に1回以上
			冷凍機器 冷蔵機器 7.5kW以上	1年に1回以上

※簡易点検により、フロン類の漏えい又は故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに専門点検を行ってください。

### ③ フロン類の漏えいが確認されたらどうしたらいいの？

- 第一種特定製品の管理者は、フロン類の漏えい又は故障等を確認した場合は、**可能な限り速やかに漏えい箇所を特定し、フロン類の漏えいについて修理することが必要です。**
- また、次に掲げる**やむを得ない場合を除き、漏えいの修理を行わないままに、フロン類の充填を委託してはなりません。**

やむを得ない場合	具体的な事例
フロン類の漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所に当該漏えいが生じている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏えいが壁、床、柱の内部に設置された配管から生じている場合などで、漏えい防止措置を講じるために建物の構造に大がかりな変更を加える必要がある場合 など</li> <li>※ただし、経済合理的な範囲で漏えい防止措置を講ずることが可能な場合は、やむを得ない場合には当たらず、漏えい防止措置を講ずることが必要である。</li> </ul>
<u>人の健康を損なう事態又は事業への著しい損害が生じないよう、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類を充填することが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から 60 日以内に当該漏えい箇所の修理を行うことが確実なとき</u> ⇒フロン類の漏えい・故障等に係る点検や修理を行う前に、1 回に限り充填を委託することができること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏えいを確認しつつも、商品の保存・管理のためにやむを得ず冷媒充填を行い、営業時間終了後に点検・修理を行う場合</li> <li>・24 時間営業店であり短期的に修理が困難であるため、やむを得ず冷媒充填を行い、閑散期や深夜帯などに修理を行う場合</li> <li>・夏期における空調設備からの漏えいであって、従業員の健康を維持するためにやむを得ず冷媒充填を行い、営業時間終了後に点検・修理を行う場合 など</li> </ul>

### ④ 点検の記録と保存

管理者は管理第一種特定製品ごとに、その**整備に関して記録簿を備え、当該製品を廃棄するまで保存することが必要です。**

※なお、国において管理者が任意で使用できる点検記録簿のひな形を公開する予定です。

【記録事項】

- ・管理者の氏名又は名称
- ・当該製品の設置場所及び当該製品を特定するための情報
- ・当該製品に冷媒として充填されているフロン類の種類及び数量
- ・当該製品の点検の実施年月日、点検を行った者の氏名又は名称、並びに点検の内容及びその結果
- ・当該製品の修理の実施年月日、修理を行った者の氏名又は名称、並びに修理の内容及びその結果
- ・フロン類の漏えい又は故障等が確認された場合における速やかな修理が困難である理由及び修理の予定時期
- ・整備が行われる場合において、フロン類を充填・回収した年月日、充填・回収に係る第一種フロン類充填回収業者の指名又は名称並びに充填・回収したフロン類の種類及び量

### 5. 算定漏えい量の報告とは？

管理者は、1年間に追加充填したフロン類の総量を漏えい量とみなし、地球温暖化係数（GWP）で換算した**漏えい量が1,000トン以上の管理者は、事業所管大臣**（管理者の行っている事業を所管している大臣）**への報告が必要になります。**漏えい量の計算、報告は、一の法人又は個人を報告単位として行います。

詳しい内容については、今後、国においてマニュアルを公開する予定です。

